

平成17年 第2回(定例) 壱岐市議会 会議録(第2日)

議事日程(第2号)

平成17年6月15日 午前10時00分開議

日程第1	壱岐公立病院建設調査特別委員長調査報告	質疑、報告済
日程第2	市庁舎建設調査特別委員長調査報告	質疑、報告済
日程第3	原の辻遺跡に関する調査特別委員長調査報告	質疑、報告済
日程第4	報告第1号 平成16年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑、報告済
日程第5	報告第2号 平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑、報告済
日程第6	報告第3号 平成16年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑、報告済
日程第7	報告第4号 平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑、報告済
日程第8	報告第5号 平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑、報告済
日程第9	報告第6号 平成16年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	質疑、報告済
日程第10	議案第51号 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	質疑、委員会審査付託 (総務文教常任委員会)
日程第11	議案第52号 壱岐市税条例の一部改正について	質疑、委員会審査付託 (総務文教常任委員会)
日程第12	議案第53号 壱岐市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の制定について	質疑、委員会審査付託 (総務文教常任委員会)
日程第13	議案第54号 壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	質疑、委員会審査付託 (総務文教常任委員会)
日程第14	議案第55号 壱岐市火災予防条例の一部改正について	質疑、委員会審査付託 (総務文教常任委員会)
日程第15	議案第56号 平成17年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)	質疑、委員会審査付託 (予算特別委員会)
日程第16	議案第57号 平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	質疑、委員会審査付託 (建設常任委員会)
日程第17	議案第58号 平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	質疑、委員会審査付託 (建設常任委員会)

日程第18	議案第59号	平成17年度苓崎市水道事業会計補正予算 (第1号)	質疑、委員会審査付託 (建設常任委員会)
日程第19	議案第60号	姉妹都市の提携について	質疑、委員会審査付託 (総務文教常任委員会)
日程第20	議案第61号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の 変更について	質疑、委員会審査付託 (産業経済常任委員会)
日程第21	議案第62号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の 変更について	質疑、委員会審査付託 (産業経済常任委員会)
日程第22	議案第63号	公有水面埋立について	質疑、委員会審査付託 (産業経済常任委員会)
日程第23	陳情第2号	パートタイム労働者等の均等待遇実現を求 める陳情	委員会審査付託 (総務文教常任委員会)
日程第24	陳情第3号	最低賃金の引き上げと制度の抜本改正を求 める陳情	委員会審査付託 (総務文教常任委員会)
日程第25	要請第1号	地方六団体改革案の早期実現に関する意見 書の提出の要請	委員会審査付託 (総務文教常任委員会)
日程第26	要請第2号	地方議会制度の充実強化に関する意見書の 提出の要請	委員会審査付託 (議会運営委員会)
日程第27	要請第3号	「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」 採択の要請	委員会審査付託 (建設常任委員会)
日程第28	発議第2号	(仮称)一支国博物館建設に関する決議に ついて	提出者説明 委員会付託省略 原案のとおり可決

#### 本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

#### 出席議員(54名)

2番 町田 光浩君	3番 小金丸益明君
4番 深見 義輝君	5番 坂本 拓史君
6番 今西 徹也君	7番 平尾 典子君
9番 今西 菊乃君	10番 市山 和幸君
12番 長島 清和君	13番 山下 澄夫君
14番 豊坂 敏文君	15番 富田 邦博君
16番 山下 正業君	17番 立石 和生君
18番 坂口健好志君	19番 中村出征雄君
20番 橋本 早苗君	21番 立川 省司君
22番 鵜瀬 和博君	23番 中田 恭一君

25番 馬場 忠裕君	26番 久間 進君
27番 小園 寛昭君	28番 眞弓 倉夫君
30番 山内 道夫君	31番 江川 漣君
32番 西村 勝人君	33番 大浦 利貞君
34番 榊原 伸君	35番 長岡 末大君
36番 酒井 昇君	37番 久間 初子君
38番 浦瀬 繁博君	39番 末永 浩君
40番 倉元 強弘君	41番 横山 重光君
43番 平畑 光君	44番 吉田 寛君
46番 佐野 寛和君	48番 永田 實君
49番 森山 是蔵君	50番 山川 峯男君
51番 近藤 団一君	52番 牧永 護君
53番 品川 洋毅君	54番 長山 茂彌君
55番 川谷 力雄君	56番 赤木 英機君
57番 中村 瞳君	58番 入江 忠幸君
59番 立石 一郎君	60番 原田 武士君
61番 深見 忠生君	62番 瀬戸口和幸君

欠席議員（1名）

29番 大久保洪昭君

欠 員（7名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 川富兵右エ門君	事務局課長 山川 英敏君
事務局係長 瀬口 卓也君	事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	長田 徹君	助役 .....	澤木 満義君
収入役 .....	布川 昌敏君	教育長 .....	須藤 正人君
総務部長 .....	松本 陽治君	市民生活部長 .....	園田 省三君
産業経済部長 .....	喜多 丈美君	建設部長 .....	立石 勝治君

消防本部消防長	.....	山川 明君	郷ノ浦支所長	.....	鳥巢 修君
勝本支所長	.....	米本 実君	芦辺支所長	.....	久田 昭生君
石田支所長	.....	瀬戸口幸孝君			
教育次長兼教育総務課長	.....				吉富 一敬君
総務課長兼合併プロジェクト室長	.....				堤 賢治君
企画課長	.....	山本 善勝君	情報管理課長	.....	大浦 栄治君
財政課長	.....	久田 賢一君	税務課長	.....	浦 哲郎君
市民福祉課長	.....	川畑 文隆君	保護課長	.....	高下 莞司君
健康保健課長	.....	小山田省三君	環境衛生課長	.....	榊崎 精司君
農林課長	.....	白石 廣信君	水産課長	.....	後藤 満雄君
観光商工課長	.....	西村 善明君	土木課長	.....	長山 栄君
建築課長	.....	酒村 泰治君	水道課長	.....	松本 徳博君
会計課長	.....	浦川 信久君	病院管理課長	.....	上川 孝一君
市民病院事務長	.....	牟田 数徳君			
かたばる病院事務長代行	.....				前田 正博君
農業委員会事務局長	...	市山 保信君			
選挙管理委員会書記長兼監査委員事務局長	.....				前田 清信君
学校教育課長	.....	長岡 信一君	生涯学習課長	.....	目良 強君
文化財課長	.....	山内 義夫君			

午前10時00分開議

議長（瀬戸口和幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は54名であり、定足数に達しております。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

・

日程第1．沓岐公立病院建設調査特別委員長調査報告～日程第27．要請第3号

議長（瀬戸口和幸君） 日程第1、沓岐公立病院建設調査特別委員長報告についてから、日程第27、要請第3号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請についてまで、27件を議題とし、これから質疑を行います。

日程第1、沓岐公立病院建設調査特別委員長報告について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、壱岐公立病院建設調査特別委員長報告についての質疑を終わります。

次に、日程第2、市庁舎建設調査特別委員長報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、市庁舎建設調査特別委員長報告についての質疑を終わります。

次に、日程第3、原の辻遺跡に関する調査特別委員長報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、原の辻遺跡に関する調査特別委員長報告についての質疑を終わります。

次に、日程第4、報告第1号平成16年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、報告第1号についての質疑を終わります。

次に、日程第5、報告第2号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、報告第2号についての質疑を終わります。

次に、日程第6、報告第3号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、報告第3号についての質疑を終わります。

次に、日程第7、報告第4号平成16年度壱岐市漁業集落環境整備事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、報告第4号についての質疑を終わります。

次に、日程第8、報告第5号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。34番、榊原伸議員。

議員（34番 榊原 伸君） 芦辺港ターミナルビルの事業の中で、財源内訳の中で5,471万がその他等財源の中でありますが、その他の中にどういうものが含まれるのか、そ

れと、今の工事の進捗状況と期限内に間に合うのかどうか、お尋ねいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 水産課長。

水産課長（後藤 満雄君） 34番議員さんの御質問にお答えをいたします。

5,471万円につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

それから、2点目の質問の工事は予定どおり終わるのかという質問でございますが、現在、繰り越しに関しましては5件の工事で発注をいたしております。概ね予定どおり今、順調に進んでおります。今後よほどの不測の事態が生じない限り、予定どおり完成する見込みと思っております。

以上でございます。（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、報告第5号についての質疑を終わります。

次に、日程第9、報告第6号平成16年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、報告第6号についての質疑を終わります。

次に、日程第10、議案第51号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。34番、榊原伸議員。

議員（34番 榊原 伸君） 今回の改正で病院技師の手当が月1万から10倍の10万円という提案のようですが、確かに言われるように民間との給与の格差は大きいものがあるとは思いますが、民間の薬剤師の初任給は大体でございしますが、どのくらいなのか。

それと、壱岐市職員の給与に関する条例の第4によりますと、初任給は17万6,600円となっておりますが、これに手当を10万しますと、手当が10万であれば、基本給の約56%が手当になりますが、手当の趣旨からして56%というのに少し疑問が残りますが、何も問題はないのか、それと、院外薬局については考えられないのか、その2点についてお尋ねいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） お答えをいたしたいと思えます。

本来ですと、これまでのうちに徐々に民間の動向を十分勘案をして改めるべきだったと反省をしておるところでございます。御承知のように一挙に10倍ということになった理由につきましては、新病院の開設に当たりまして、どうしても早急な薬剤師の確保が必要であると。その薬剤師の招聘交渉の中で、このような民間との格差ということが明らかになったということでございます。市内の民間の初任給というのははっきり把握をいたしておりませんが、手当等を含

めて、現在の市の初任給の倍ぐらいの現在、手当を含めた給与を支給をされているということ把握をいたしております。

それから、手当の金額が本俸と比べて多くなる、率が高くなるということについては、それが必ずしも適当かどうかは、適当ではないという気はいたしますけれども、特に問題があるということではないと思っております。

それから、院外薬局でございますが、これにつきましてはメリット、デメリット等もあるようでございますので、今後の検討課題と考えております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 榊原伸議員。

議員（34番 榊原 伸君） 今言われましたように恐らく民間では25万から35万というようなことを少し聞いております。初任給がですね。そうした場合、当初は17万6,000円ですから、非常に開きがありますけれども、私が心配するのは、もし、この提案がよしとした場合に、この条例によりますと、ほかにレントゲン技師とか、臨床検査技師とか、栄養士、理学療法士も同様の問題が発生するのではないかという懸念もあります。

それともう一点は、公務員は、初任給は安くても、だんだん年齢給といいますか、年を重ねるとだんだんふえてきます。例えば、40歳ぐらいで基本給が40万円になった場合と仮定しますと、それに手当が10万可算された場合、今度反対に民間との格差が私は開き過ぎるのではなからうかというような考えを持っておりますが、その辺はどのように考えられてあるのか、それと、ここで私ちょっとよくわからないわけですが、職務級と号給での調整というのはできなかったものかどうか。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 条例に載っております他の技師の改正については考えておりません。

それから、今回薬剤師の手当の改正をするわけでございますが、民間との格差というのが現在あるということで改正をするわけでございますが、これは手当ということで、民間との格差が縮まってくれば、逆にこれは手当でございますから、引き下げるということを可能だというふうに思っております。

それから、職務級と号給、これは本俸のことかと思いますが、本俸を改正をするということになりますと、いわゆる初任給も上げるということになりますと、ほかの手当、期末勤勉手当とか、共済の負担金とか、最終的には退職手当とか、そういったものすべてに影響してくるということで手当としたということでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 榊原議員。

議員（34番 榊原 伸君） ただいまの説明で給料が高くなれば、手当を調整できるという

ことですが、これを見ますと、初任給から若いうちは給料が安いから手当で賄おうというようなことですよ。手当というのは、多分私は最初から年をとっても、そのままずっと据え置きでくると思うんですが、そうはならないわけですかね。例えば、初任給をもらった人が手当が10万、40年たった人は手当が1万とか、そういうことが可能なわけですか。その辺ちょっと心配しておりますから、この問題、私は後、委員会に付託がありますから、後でまたちょっと調べますけれども、できれば基本給の調整の方がスムーズにいくような感じもいたしますし、最近、今、薬剤師だけというような考えのようでございますが、レントゲン技師とか、いろんな人たちはどうしても高度の学校に行かれますと、どうしても民間では高給取りになってきますので、その辺もやっぱり視野に入れられた方がいいのではなからうかと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） これは先ほど申し上げましたように一度本俸で上げてしまいますと、これは全体に影響するわけでございます。そういうことで、手当でありますと下げることが可能でございますので、御理解をいただきたい。（「はい。あとは委員会でやります」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） 次は、19番、中村出征雄議員。

議員（19番 中村出征雄君） 私も34番議員とおおむね同じような質問になろうかと思っておりますが、変わった点だけ質問したいと思っております。先ほどの給与格差が大きいということでございますが、もちろん給与格差なのに手当にしたのはなぜかというのは、先ほどの説明でわかりましたので結構であります。

給与格差というのは、壱岐市内のことがどうかについて質問をいたします。

それから、もし、離島、対馬等の市民病院の手当の状況がわかっておれば、通告をいたしておりましたので、お示しをいただきたいと思っております。

それから、次の2点目についても、先ほど薬剤部門については今後民間委託についての検討をするということでありますので、この分についての回答は結構であります。

ただ、現在の薬剤部門での収支のバランスが人件費等も考えられて、どういうことになっておるのか、この点について説明をお願いいたします。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） お答えをいたしたいと思っております。

格差については、壱岐市内の民間との格差で提案をいたしております。

それから、他の離島等の手当の状況でございますが、対馬については業務手当ということで、これは3,500円ということでございます。



ただ、院外処方ということで聞いてはおります。

それから、薬剤部門での収支のバランスということでございますが、平成16年度の収支バランスで申しますと、薬剤師を3名配置をしております、院内処方による薬価差益などによりまして約2,000万円程度の黒字ということでございます。これを新病院のこれを基準どおり16年度は3名ですが、これは基準どおりでいきますと6名必要であったわけですが、その6名を配置をしたとすれば若干の黒字、二、三百万程度の黒字にはなったであろうというふうに思われます。

議長（瀬戸口和幸君） 中村議員。

議員（19番 中村出征雄君） 16年度については2,000万円の黒字、そして、今おっしゃいました国の基準からいくと、3名を6名にしないでできない。6名にした場合には今のところ若干の黒字ということですが、恐らくこれが年を追うごとに職員の昇給等人件費の上が増えていくのは、これは当然のことです。そういったことで、ぜひ今後民間委託等について検討をしていただきたいと思います。別に答弁は結構です。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 次は、22番、鵜瀬和博議員。

議員（22番 鵜瀬 和博君） 大体通告してた内容が今、お二人質問されました、その内容に似てましたのですが、若干ちょっと御質問をさせていただこうと思います。

今回の新市民病院の薬剤師の数あたりは多分ベットの数や外来の患者数で決められてると思うんですけども、その内容について教えていただきたいと。

そして、今回の給料格差につきましては、先ほど来より初任給の件で言われましたけども、給与格差とは年齢を基準にした場合のものなのか初任給だけのものなのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

そして、定員確保に市長の行政報告でもありましたとおり、4月末ぎりぎりに定員確保にこぎつけたということでしたけども、募集して定員確保にこぎつけるまでの経過等を教えていただければ教えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） お答えをいたしたいと思います。

市民病院の薬剤師の数につきましては、医療法に基づきまして入院患者の数を70で割った数と、外来患者に係る取り扱い処方せん枚数を75で割った数を加えた数ということでございまして、この算式によりまして市民病院では7名が必要薬剤師数、先ほど中村議員のときに6名と申したのは前病院のときの必要数ということでございます。したがって、新病院では7名が必要数ということでございます。

それから、民間との給与の格差の基準 基準といいますが、比較でございますが、これは免許取得後、1年目の人を一応基準として提案を今回いたしたところでございます。過去の経過につきましては、病院の方からお願いをしたいと思いますが。

議長（瀬戸口和幸君） 病院事務長。

市民病院事務長（牟田 数徳君） 薬剤師募集の件の過去の経過ということでございますが、まず、ハローワーク全国版等とか、壱岐市ホームページ、新聞等に掲載をいたしまして募集をいたしたわけでございます。さらに、大学関係等にもお願いをいたしまして、また、採用に向けまして出張いたしましてお願いをいたしたわけでございますが、薬剤師確保につきましては、県の開設許可の認可に当たりまして16年度は3名しかおりませんでしたので、どうしても7名が確保できなければ開設の許可は出せないというようなことで、八方手を尽くしまして、薬剤師を持っておられる島内の方に声をかけてみましたけれども、給与格差、給与が安いというようなことから、皆様方の御承諾は得られなかったわけでございますが、どうか八方、先ほど言いましたようにいろいろなところをお願いをいたしまして4名を採用させていただきまして、開設にこぎつけることができました。

この件につきましては、大学関係の先生がいろいろお話を聞いたわけでございますが、離島についてはなかなか皆さん方が行きにくいと。都市部の病院の方であれば、自分たちも勉強できると、急性期の勉強ができるから、そうしたところで勉強をしたいと。そういう中に離島の方でも頑張るといふ学生さんもおられるわけですけども、今の給与状態であれば、困難というようなこともお聞きをいたしております。そうした経過の中で、先ほど言いましたように4名だけはどうやら確保いたし、開設をいたしております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 鵜瀬議員。

議員（22番 鵜瀬 和博君） 薬剤師の確保につきましてはいろいろと努力をされて、オープンに間に合っただけだと思います。今後、薬剤師だけではなくて、先ほどからも言われてましたさまざまな特殊技術を持たれた技師の方、そして、お医者さんにつきましては、お話がされたように都市部ではいいけども、壱岐のような離島ではなかなか募集しても人が集まらないような状況ですので、先を見越して、今のうちからいろいろと関係機関の方に当たっていただきまして、人員確保していただきまして、今後新市民病院の運営、そして、壱岐島民の皆さん方への安全、安心、医療の提供というような形で今後さらに御尽力いただきますことを強く期待いたします。

そして、今後民間との給与格差については、そういった人材確保につきまして今後つきまとう問題ではあるのかと思いますので、今後さらに言われました民間との委託も含めまして、今後御

検討をいただきますことをお願いをして、私の質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。14番、豊坂議員。

議員（14番 豊坂 敏文君） 総務部長に確認、1件だけしておきます。給与が高くなると手当を減額するという話が先ほど出ておりましたが、この条項の中に以内とか、限度とか、10万円以内とか、それから、10万円を限度とするとか、そういう条項の確認だけをお願いします。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） これは定額でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 豊坂議員。

議員（14番 豊坂 敏文君） 定額であると、手当を減額ということ自体できますか。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 当然条例の改正が必要となってまいります。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、議案第51号についての質疑を終わります。

次に、日程第11、議案第52号壱岐市税条例の一部改正について質疑を行います。34番、榊原伸議員。

議員（34番 榊原 伸君） この条例について、私も条例集をずっと眺めてみましたが、なかなか理解に苦しみて、これがもし通ったとしたときに市民への報告はどのような形でされるのか、その1点だけお尋ねいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 確かに内容がわかりにくいというところはそうだと思います。したがって、市の広報を通じまして、できるだけわかりやすく改正点を示したいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。49番、森山議員。

議員（49番 森山 是蔵君） 市民税の均等割の所得でございますが、これは125万円ということで上下されておるようです。この125万円という算定はどういうものがあるわけでしょう、お教を願いたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 税務課長。

税務課長（浦 哲郎君） 49番議員の御質問にお答えをいたします。

125万円でございますが、この分については不足の分、高齢者65歳以上の者が現在、所得で125万円ということになります。例えば、65歳以上の方が年金を受給されてある場合、その場合は年金に対しましてもろもろの控除というか、年金の算定時に、所得を算定するに当たっ

ての基礎となるものでございます。その分を差し引いた分の所得ということになります。それで、その所得が125万円以下の65歳以上の者に対して今までは非課税で、均等割、所得割が非課税であったわけですが、その分が来年度から年次的に経過措置が設けられて課税されるということでございます。

ただし、これが平成17年1月1日の方の65歳以上でございますが、そのとき、それ以後に65歳になられた方については、本則課税と経過措置はないということになります。（「よくわからん」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） 森山議員。

議員（49番 森山 是蔵君） 高額の年金受給者は125万円を限度として控除というものはないわけですね。

議長（瀬戸口和幸君） 税務課長。

税務課長（浦 哲郎君） 例えば、年金受給者、年金を受給された総額から控除というのがあります。年金受給者の65歳以上の者に適用され、単身の方でございます。大体245万円の方が現行では、受給総額がおおむね非課税になっております。その分から年金に対する経費というものの控除がございますので、その分を差し引いた分が125万円になりますが、今、現行ではおおむね単身の方が245万円程度の総受給をされてある方は非課税の対象になっております。それがこの方々が今後は約、改正では160万円ほどの方が、受給の方が今度は課税の対象になるというような形になってまいります。

以上でございますが。

議長（瀬戸口和幸君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、議案第52号についての質疑を終わります。

次に、日程第12、議案第53号壱岐市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の制定について質疑を行います。34番、榊原伸議員。

議員（34番 榊原 伸君） この条例の中で、まず、4点ほどお尋ねいたしますが、市内すべての幼稚園で取り組まれるものか、それから、昼食はどのようになるのか、それから、保育料について、この保育料の基準に定める要件を次長は幾つか申されましたが、職員としては私は5時までが勤務時間と思っておりますが、それも加味されているのでしょうか、それから、あと土曜日はなぜ実施されないのかの4点についてお尋ねいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 榊原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第1点目に、市内すべての幼稚園で取り組まれるのかという御質問でございました。今

年度モデル事業といたしましてアンケート調査の結果、多い幼稚園といたしまして旧町各1園ずつさせていただくということで、旧郷ノ浦町では郷ノ浦幼稚園、勝本町は勝本幼稚園、芦辺町につきましては瀬戸幼稚園、石田町につきましては石田幼稚園の旧町各1園ずつモデル的に行うというようなことにいたしております。

次に、昼食はどのようになるのかということでございました。基本的には弁当を持参していただくこととなります。現在、石田幼稚園だけが週3回、給食センターからの給食の形になっております。他の幼稚園につきましては、これも同じく週3回程度お弁当日があります。預かり保育を実施いたします折には、原則として弁当を持参するということとなります。

次に、保育料について、職員の勤務は5時までというようなことでどのようになっているかということでございますが、保育時間につきましては、幼稚園は4時間でございますが、職員の勤務時間につきましては8時間でございます。そのような中で預かり保育につきましては、職員プラス臨時、あるいは職員プラス嘱託で預かり保育を賄っていくというようなことに考えております。

次に、土曜日はなぜ実施できないのかということでございますが、既に御承知のように教育関係、文部科学省の所管に関します分につきましては、週5日制になっておりまして、月曜から金曜までとなっておりますので、土曜、日曜が休みになりますので、預かり保育につきましても土曜、日曜は行わないというようなことにしております。

議長（瀬戸口和幸君） 榊原議員。

議員（34番 榊原 伸君） 保育料について、職員は5時までで、あと臨時、嘱託と言われましたけども、今言われますように各町で1園がされるのであれば、ほかに幼稚園がありますから、その職員さんを午後は回して対応ができるという考えはできないものかどうか。

議長（瀬戸口和幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（長岡 信一君） 榊原議員さんにお答えをいたします。

現場的に考えますと、園児が帰った後、先生方が一人一人の園児の育ちの様子を話し合いをしたり、あしたの保育の準備をしたりと、それぞれの園での仕事がございますので、無理を言えばならんことはないと思いますが、よその園に午後から預かり保育のために派遣をするというのはやや無理があるかなと考えております。

議長（瀬戸口和幸君） 榊原議員。

議員（34番 榊原 伸君） 無理を承知で言っておりますが、財政難の折でございますので、検討をよろしく願いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 次は、19番、中村出征雄議員。

議員（19番 中村出征雄君） 私も34番議員と若干同じような質問になりますが、先ほどの

説明で多分島内には9カ所の幼稚園があるかと思いますが、そのうち試験的に4カ所実施するというところでありますが、全体の園児数が何名で、そして、今、予測されております一時預かり保育を何人、あるいは長期預かり保育を何人程度見込んでおられるのか、この点について見込みがわかっておれば説明願いたいと思います。

それから、職員の対応については、先ほど正職員、嘱託で対応ということですが、次のまた予算の関係になりますが、予算の方では報酬じゃなくて賃金になっておりますが、この点についてもあわせて御説明をお願いします。

議長（瀬戸口和幸君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

現在の幼稚園の園児が何名かということですが、4月1日現在でございますが400名おります。そして、そのうち預かり保育を何人希望、長期預かり保育を何人希望ということですが、現在、一時預かり保育につきましての予想が今のところまでできておりません。議決をいただいた後に公募をしてやろうと考えております。そして、アンケートの結果によりますと、おおむね長期預かりにつきましては120名ぐらいということで予算をさせていただいております。

それから、職員の対応につきましてですが、先ほど榊原議員の答えとダブるかと思いますが、正職員プラス臨時職員、あるいは正職員と嘱託職員というようなことでさせていただきたいと思っております。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） 次は、14番、豊坂敏文議員。

議員（14番 豊坂 敏文君） それでは、一時預かり保育の月に8日以内とここに定められた基準の設定内容、具体的をお願いをしたい。

それから、今、話がありますが、各町1カ所ずつというのはわかりました。

それから、第4条に、「長期預かり保育の開始、又は中止しても、その月の全額は徴収する」というのがありますが、諸般の事情によって実例はいろいろとあると思います。8日以内の場合、例えば、1日の場合もあると思います。そういう場合に1万円を徴収するのでしょうか。

それから、第5条の2に「納付期間が5日以内」というのがあります。今までのこれは条例なり、あるいは規則なり、規則の中に「臨時的に徴収するものについては15日以内」というのがあり、そういう中に5日として決めた理由、この前の説明の中に土日、あるいは祝祭日は省くということがありましたが、郵送をしたときに、きょう出して、あしたは着くわけですが、ここだけで2日あるわけです。そうすると納付期間が余りにも短いということがあります。短期であることを何で5日にしたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、別表の月額1万というのがあります。あるいは日額の1,200円、保育所の要綱

を見てみますと、日額が1,000円、それから、保育日数についても8日じゃなくて12日以内というふうになっております。そういう中で、一貫性がないというのがあります。そういうことについて何で1万になったか、これの基準、具体的な内容、それをお願いをしたい。1,200円も同等です。保育所の場合は、これは日額1,000円ですから。

それから、保育所と幼稚園の目的が違う、預かり保育については、目的は同じだという感じをしております。教育行政と、それから、厚生省との関係はないと思いますので、この点について何でこういう差があるか、その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 豊坂議員さんの御質問にお答えをいたします。

預かり保育を月に8日とした根拠ということでございました。それにつきましては保育所等を参考にいたしました。先ほどおっしゃるように保育所は月に12日以内ということになっております。幼稚園につきましては週におおむね2回以内、そして、月に4週間ございますので、一応8日以内とさせていただきます。

それから、第4条関係で、例えば、1日から8日以内の実績の場合はどうなるかということでございましたので、先ほど御説明をさせていただきましたように8日以内でありますと一時預かり保育、そして、8日を超え9日以上になりますと長期ということにさせていただいております。これは後もって保育料と絡んでまいりますので、また後でも御説明をいたします。

次に、3番目で、5日とした理由でございます。確かに財務規則第31条では「15日以内」となっております。中村議員さんの御質問もございましたが、一時預かり保育の方が何名おられるか、今のところまだはっきりいたしておりませんが、急なPTAの会合とか、急な用事でどうしても預けたいという方が何名おられるかということ想定をしながら考えまして、もし、2人、3人おられた場合、職員によって納付書を発行して、その日のお帰りのうちに保護者あるいはまた園児に渡すということでさせていただいております。そしてなお、例えば、金曜日でありますと、土曜、日曜が休みになります。で、納付されるのは土曜、日曜を除く5日以内とさせていただきます。もし、納付書発行が忘れた場合は、例えば、金曜日でありますと、金、土、日、3日かかるわけですが、園児につきましては、また月曜日に登園をされます。そして、預かり保育は、その園児の方は、月曜日は希望はしないかもしれませんが、そのときにまた納付書を発行するというので5日ということにさせていただいております。

それから、別表の預かり保育の額でございますが、月に1万円といたしましたのは、職員の人件費、それから、おやつ代、消耗品、光熱水費等々を計算をいたしましたときに841万5,000円ぐらいかかるということと、それから、おおむね120名ぐらいの長期預かり保育があるうということで、それを割りましたときに1万18円になりましたので、月額1万円とさ

せていただきました。

それと、先ほど後もって御説明を申し上げますと言いましたことの中で、一時預かり保育につきまして8日と定めさせていただきました。それで、1万円を、例えば、8日で割りましたときに9,600円、9日になりますと1万800円になるというようなことの中で、一応一時預かりにつきましては8日、そして、その料金については1,200円というようなことで定めさせていただいております。豊坂議員おっしゃるように保育料につきましては、3歳以上児は1,000円となっておりますが、保育所の一時預かり、それから、幼稚園と大差はないわけですが、そこで、ちょっと200円の差はあるというようなことでございます。

それと、もう一点言われました保育につきましては、児童福祉法による児童福祉施設として保護者が労働あるいは疾病など保育できない学齢前の乳幼児を保護者の委託を受けて保育所に預けるというようなことでございます。幼稚園につきましては、学校教育法の中において就学前にそれぞれの知識あるいは指導を行うために幼稚園の方に預けるということで、文部科学省、それから、厚生省とおっしゃるように確かに目的が違いますので、時間的な問題等々もございます。しかし、預かり保育につきましては、内容は一緒でございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 豊坂議員。

議員（14番 豊坂 敏文君） 園児に納付書を持たせるということが出ておりますが、園児に持たせていいわけですか。

それから、今日の日額の問題も、これは保育所の場合は3歳児以上が1,000円です。3歳児以下の場合は1,500円、あるいは1歳児の場合は2,000円とか、こういうふうになっております。こういう中身を見てみますと、今現在で現況が5歳児が51名おります。今、保育所に行ってる5歳児、それから、4歳児が85名おります。これは来年度から幼稚園の方が安かった場合には移行する傾向が見られます。そういう中で、一番私が気になってるのが納付書の5日というのは余りにも短いというのを感じております。

それから、保育園児の保育料の日額、月額、単純に考えて、私も1,200円は8日で掛ければ9,600円、あとそれ以上1万にしてあるなというのは感じておりましたが、8日した場合と9日以上した場合と差がないという、月決めでやると20日ぐらい行くと思います。そういう人たちと同等というのは、8日したときに9,600円ですから、それと同等というのは対等にはならないという感じをしておりますが、それについてお願いをします。

議長（瀬戸口和幸君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 納付書の発行について、園児に持たせるのかというようなことでございました。確かに園児に持たせて不安はあるわけですが、一時預かり



保育につきましては大体保護者が迎えに来られる。そして、たくさんは一時預かりの方はおられないだろうというようなことも想定をいたしております。どうしても園児にお渡しをしてどうだろうかと言われる分につきましては、またこちらの方でも検討したいと思いますが、可能な限り保護者が迎えにまいりますので、保護者に渡すということにいたします。

それから、料金のことで、3歳以上児、これは保育所のことでございますが1,000円、そして、幼稚園の預かり保育につきましては1,200円、多少開きがあって、将来的にはというようなことでございました。当方で計算をいたしました長期預かり保育の額等々参考にしたわけでございます。それで、今後幼稚園の方が保育料が安いということになれば、その辺はこちらの方に流れられるのかなという不安は持っております。

それから、5日以内として8日一時預かりで来られた場合の9,600円と9日の場合の1万800円、これについてどうかというようなことでございましたけども、教育委員会内におきましてはある程度精査をしたつもりでございます。そうしたことで8日以内については一時預かり、そして、9日からについては長期ということに分けさせていただいた。そして、理由になるかわかりませんが、一時預かりの方が何名おられるかというようなこと等々も頭の中に入れながら計算をしたというようなことでございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 豊坂議員。

議員（14番 豊坂 敏文君） もう3回目ですから、これで終わりますが、今の件について、市長のお考えがありましたらお願いをしたと思いますが、一応これは今後の実績の問題も出てまいりますし、いろいろと今後の動向を見ていきたいと私は思います。これで一応私の質問を終わりますが、市長の考え方だけお伺いをしたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 今、担当から説明があったとおりでございます。何せ初めての取り組みで、いろいろ試行錯誤しながらやった結果、こういう案であったかと思えます。議員の言われる意味も大いにわかりますが、こういう形でぜひやっていきたいと、このように思っております。

議長（瀬戸口和幸君） 次は、22番、鵜瀬和博議員。

議員（22番 鵜瀬 和博君） 大体質問しようと思ってた内容は皆さん方が言われたので、再度確認ということで質問をさせていただきます。

今回の預かり保育は大体何時まで預けられるのかという点と、預かり保育を実施することによって、今回保育士等々の資格も必要かとは思いますが、どれぐらいの雇用を見込めるのか、その2点についてお願いします。

議長（瀬戸口和幸君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 鵜瀬議員の御質問にお答えをいたします。

預かり保育を何時までやるのかということでございます。教育時間終了後、18時、6時までやるように計画をいたしております。

それから、職員につきましては、臨時職員6名を、今のところ保育士の資格を持った臨時職員を雇用したいと考えております。

議長（瀬戸口和幸君） 鵜瀬議員。

議員（22番 鵜瀬 和博君） 雇用につきまして6名ということですが、島内になかなか雇用の場がないのが現状でございます。年齢に限らず若い方も資格を持って、なかなか雇用につけない方もいらっしゃいますので、ハローワーク、そして、広報「いき」等々を通して募集をしていただくようお願いします。

そして、今回の幼稚園の預かり保育実施につきましては、試験的にされるということですが、今後実施される上で、いろいろと保護者の方々の要望等、そして、実際預かられる受け入れ側の問題等々いろいろ出てくるかと思えますけども、子育て環境の整備につきまして一歩前進ということで、4月に向けまして、また、全幼稚園で実施されることを願ひまして、そして、よりよい子育て環境の整備を幼稚園のみならず保育所も含めた上で、両方連携をとって実施していただきたいと思ひます。

以上で終わります。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、議案第53号についての質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は11時10分とします。

午前10時59分休憩

.....  
午前11時10分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

次に、日程第13、議案第54号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、議案第54号についての質疑を終わります。

次に、日程第14、議案第55号壱岐市火災予防条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、議案第55号についての質疑を終わります。

次に、日程第15、議案第56号平成17年度吉野市一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。34番、榊原伸議員。

議員（34番 榊原 伸君） 一般会計の13ページ、まずお願いいたします。13ページの国庫補助金の中で、僻地児童援助費等補助金とはどういうものなのか、それと、これは三島小学校ということでありましたが、三島小学校以外にもあるのかどうか、お尋ねいたします。

次に、同じく同じページですが、その上の段の消防防災施設、防火水槽という説明でしたが、今回は耐震性ということではありますが、今までのと構造的に大きくどこが違っているのか、また、金額にしてどのくらいの差があるのかをお願いいたします。

次に、25ページ、10款の2項小学校費18節ですが、備品購入費42万円とありますが、歳入のところで基金繰入金に増額の42万が示してありましたが、同じ金額42万を基金に繰り入れて、またここで歳出をされるということに少し疑問を感じておりますが、基金の運用方法として大丈夫なのか、ちょっとお尋ねいたします。

次に、27ページの社会教育費ですが、19節市文化団体協議会補助金30万円がこの時点で補正で出てくるのに対して、私は幾ら30周年記念といっても、これは当初予算で上げるべき物であって、今、ここで上げるのをなぜ出てきたのか、ちょっとそれを説明をいただきたいと思えます。

それから、そのページの一番下ですが、教育費、学校給食費の2番ですが、施設整備設計委託料997万6,000円ですか、これについてどのような施設を考えられているのか、お尋ねいたします。

以上についてお願いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 榊原議員の御質問にお答えをいたします。

一般会計補正予算13ページ、国庫補助金の中で僻地児童援助費補助金というような御質問でございました。これにつきましては、国の文部科学省が定めております高度僻地学校、僻地児童生徒援助費補助金要綱の中で、吉野の場合におきますと、三島小学校だけが対象になります。

そして、補助の額でございますが、小学校が実施をいたしております修学旅行に要する経費が対象となり、交通費、宿泊費、見学科、写真代、保険料等の経費のうちに補助金として対象経費の3分の2を国が賄うというようなことで、吉野島内の場合におきますとは三島小学校のみということになっております。修学旅行、三島小学校につきましては2年に1回行っておりますので、16年度は予算計上をいたしておりませんでした。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 消防長。

消防本部消防長（山川 明君） 消防防災施設等整備費補助金につきまして、御質問にお答えいたします。

構造的な相違といたしますと、耐震型防火水槽は震度6強に耐える構造体となっております。従来の防火水槽につきましては100トン以下、ちなみに、壱岐では40トン級で設置されておりましたけれども、100トン以下は耐震の計算はしないということで回答をいただいております。

それから、金額でございますが、これは補助基準額で申し上げますと、耐震型防火水槽は基準額が523万6,000円、従来の防火水槽は334万5,000円となっております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 25ページ、小学校費の18節備品購入費の件で運用方法として疑問を感じるがという御質問でございました。この基金につきましては学校教育振興のための目的基金としての指定寄附をいただいております。それで、今回は渡良小学校の剣道防具ということで42万を計上させていただいております。これにつきましては学校教育以外の物品の購入等々に充てさせていただいております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（目良 強君） 27ページ、市文化団体協議会補助金の件でございますが、先ほど申されましたように旧芦辺町文化協会の創立30周年記念事業に対する補助金でございます。なぜ6月に出てくるのかということでございますが、平成17年度当初壱岐文化団体協議会から活動費補助金として予算要求が旧郷ノ浦町文化協会分として45万円、勝本町文化協会分として35万円、芦辺町文化協会分として35万円、また、石田町文化協会分として28万円、それから、本部活動費として2万円、それに芦辺町文化協会創立30周年記念事業費の50万円の合計195万円を要求されておりましたけれども、壱岐市としましても行財政改革の推進中であり、補助金の削減及び見直しに理解を求め、例年の補助額145万円としておりました。

しかしながら、郷土文化、芸術の振興、保存活動の支援等々を再検討いたしまして、旧町の節目であります30周年、40周年の記念事業については補助をする方向でお願いをするものでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 28ページ、教育費の中の学校給食費、設計監理委託料979万5,000円として上げておりますが、どのような施設かというようなことでございます。この給食センターの建設につきましては、さきの定例会の終了後に全員協議会を持たせ

ていただいて、建設の概要につきましては御説明をお聞きになったとおりでございます。これはまだ設計はいたしておりませんが、計画でございます、おおむね鉄筋コンクリートづくりの一部2階建てで1,400平米程度を予定をいたしております。配食の予定数といたしましては2,500食を予定をいたしております。これにつきましては先日も説明があったと思いますが、合併2年前に郷ノ浦町の給食センターが老朽、狭隘、たびたびの補修等あって建てかえをというようなことございました。それを受けて、昨年大体設計監理を出させていただき予定でしたけど、用地の都合上、今年度になったというようなことでございます。

そして、同じ郷ノ浦町内の給食配食数のみで計算をしていいのかという論議もいたしました。そのような中、壱岐において1カ所設置をしたい。しかし、勝本町の調理場が13年、石田町が14年、そして、芦辺町につきましては自校方式で、まだ建てかえというようなことには至らない。しかし、将来的なことを見据えて、1カ所では無理なら、当分の間2カ所で実施をしようというようなことで、南部と北部に分けさせていただいております。そのような中で、郷ノ浦町の配食数のみではなく、今後芦辺町の自校方式の分も視野に入れた計画配食ではどうかというようなことになりまして2,500食を予定をいたしております。

そして、建設の翌年にすぐ他町の分をとということにはならないかと思えます。それにつきましてはいろいろ御論議もあっておりますように、職員の退職等々が2年、3年後に発生をしてみります。そのようなこと等々を考えながら、他町の分につきましては参入をしていくということでございますが、計画の段階におきまして将来を見据えた計画ということで2,500食、面積として1,400平米ということにいたしております。

議長（瀬戸口和幸君） 榊原議員。

議員（34番 榊原 伸君） 次の2点について再質問をいたしますが、文化団体補助金30万ですが、当初145万で出したということでしたが、先ほども課長が言われますように現在、補助金等検討委員会まで設置して、補助金の見直しを図られている中に、当初予算で組めなかったものを何で補正で組むのか、これ私は補助金等検討委員会を何といたしますか、ばかにしておるといいですか、愚弄しているというか、そういう感じがしてなりません。幾ら30周年記念といっても、それは当初の予算提示のときにわかっていたはずですから、そのとき認めなかった物は、私は認めるべきではないという気がしております。

次に、学校給食の件ですが、今、次長はいろいろと説明されましたけども、これは当初の計画では郷ノ浦町の給食センターで老朽化の建てかえということで、鉄筋コンクリート一部2階、延べ床面積1,035平米だと思っております。これがいつの間に1,400になったのか。

それと、いつの間に壱岐市の給食センターになったものか、そういう説明すらなくて予算が提示されております。これの説明する機会はいっぱいありました。今まで臨時議会も5月の23日

ありましたし、そういうことを全然されずに、いきなりここで予算を出されて、これを認めてください。

そして、この前の10日ですか、全員協議会でぼつんと場所は公立病院の跡地にしますよと。郷ノ浦給食センターであれば郷ノ浦、公立病院の跡地でも構いませんよというような気持ちで我々は勘違いをして承諾しておりますが、これが壱岐市の給食センターになれば、事情は別です。こういうものであれば、やっぱりそういう関係者もありますが、ここにこういう立派な議会もありますので、まず、議会に変更があった時点で、こういう事情で、こういう変更をいたしましたよというのが先ではないですか。これをいきなり予算出されて、それは皆さん理解して通さすかもわかりませんが、私は、この問題は非常な大きな問題抱えております。今言いますように、給食センターは勝本でも、石田でも、最近の品ですから、あと20年は十分もちます。

そんな中で、壱岐市の半分を賄うような給食センターを今からつくって、20年後にはまた修繕せなできんごとなりますよ。ここは郷ノ浦の単独でよくないですか、郷ノ浦の学校を賄うような施設で。聞くところによると7億円も8億円もするというような話も聞いておりますが、そういうのを、そして、過去にありました焼却場やったですか、壱岐に1つしかつくっては、補助金は出しませんよと、そういうような話もありました。それと一つも変わらんわけでしょ、今度の条件としては、それであれば、例えば、関係者に聞いて、4カ所に必要なものであれば、私は自主財源でも4カ所つくるべきであるし、4カ所で金がないからダメです。1カ所しますよということになれば、場所的にはもう少し便利のいいところを考えるべきだと思います。これはなぜ私は議会に報告されなかったのか、議会軽視もたびたびしてきておりますが、こんだけ議会は能力なかと皆さんは、執行部の方は見ておられるのか、そこに非常に私は腹立たしさを覚えておりますが、その辺はどうですかね。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 榊原議員の質問でございますが、郷ノ浦町の給食センターは先ほど説明のとおり、従来から郷ノ浦町の給食センターが老朽化、また、狭隘ということで計画がなされておりましたが、昨年委託料を提示する予定でございましたが、議員の皆さん御存じのとおり、土地のことでできないということでございます。

そういうことで、今回提案をしております。その中では当然郷ノ浦町の施設ということで当初してはございましたが、今からの壱岐の合併、いろんな問題が、昨年合併したばかりでございます。壱岐が一つで、なるべく行財政改革という意味で、今言う4つでいいのか、それとも一つのまとめるといふ論議が当然生じてくるのが、ちょうど合併をした今のこういう大事な時期にと、このように私も認識しております。今の現行では一応郷ノ浦の施設として将来を見据えた設備でしたらどうかということで、せんだって10日も御説明をしたつもりでございます、全員協議会の中

で。その中でも議員の中からも一つにする方がいいようなお話も出ておりました。

そこで、私の判断としましては、先ほども申しましたように勝本、石田はまだ新しいと、そういうことで、芦辺町は自校でやってるから、そこらを取り込む、する方向が給食費も安くなるんじゃないだろうか、また、逆に皆さん方の賛同が得やすいのではなかろうかと、このような判断で、このような委託料を作成しているわけでございます。すぐじゃよそのを取り込むと、そういう気持ちではございませんが、将来的にはそのように議員皆様方の同意を得ながら、行財政改革、有効な経営をしたいと。やはり4つつくるよりは、その方がいいのではなかろうかと私は思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） ちょっと待ってください。もう一個あったでしょ、答弁が。文化協会関係を。生涯学習課長。

生涯学習課長（目良 強君） 理由にならないと思いますが、当初他の団体からの補助金等を検討していただくよう文化団体協議会に助言をしております、例年どおりとしておりましたが、できそうにないということで今回の補正となっております。

議長（瀬戸口和幸君） 検討委員会をどう考えておるか。（「検討委員会ですか」と呼ぶ者あり）補助金検討委員会との関係は。生涯学習課長の答弁じゃないかとは思われますが、どうですか、執行部。市長。

市長（長田 徹君） 今、補助金等の検討委員会をしていただいているところでございます。そういう中で、この補助金は皆様も御存じのとおり、当初予算でもかなり前年度よりカットした分もでございます。そういう中で、当初要望があったわけでございますが、財源、もちろん、補助金云々より財源がないということで、新しい新規の事業でございましたので、どうしても予算がないというような形で採択、当初予算にはのっていない状況でございましたが、何とかめどができたということでのせた次第でございますので、何とぞ御理解をいただきたいと、このように思っています。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 榊原議員。

議員（34番 榊原 伸君） 予算がない、予算ができたと言われますけども、予算はもともとない予算でしょ、壱岐市には。これはたまたま決算時期になって、少しあっちからこっちへ移動ができるなという予算であって、補助金を出すような金はないんですよ、壱岐市には。そこを私は言ってるわけで、補助金検討委員会にはその作業をお願いして、こっちで補助金をぼんと、その辺から金がこう入ってきたから、ぱっとつけるというような形では、私は将来がすごく不安でなりません。

次の方いきます。

給食センターの方ですが、将来的を見込んでと言われましたので、将来的を見込むのであれば、私はどうしても郷ノ浦の公立病院の跡では無理があると思います。北部と南部といいますが、そういう分け方もされておりますが、それすらもまだ協議されてないわけです。

だから、4つの旧町でいるものか、2つで賄えるものか、それをまず協議をしないことには、例えば、この設計でいけば、公立病院の跡地で設計を全部組んでしまうわけでしょう。そしたらほかのところに向けてといっても、無理がありますね。公立病院のあそこであれば。平地のところであれば、そのまま設計図を移動できるかもわかりませんが、そういう段階で、ここに設計委託料を出されて、これをすんなり、はい、そうですかというのは無理がありますし、予算的にも7億、8億かかるそうでございますので、7億、8億かけて20年後には壱岐一本の給食センターですよというときには、いろんなところをまた修繕せないけません。ここは規模を少し小さくしてでも、郷ノ浦町だけ賄う、そしたらどっちみち30年もすりゃあ、今の施設がそうでしょう、30年ぐらいですよ。30年ぐらいでどうもされんごとなつたんですから、幾ら現在の施設としても、私は30年もつか不安でございますので、もったいない施設をそのまま大きくつくって、とっておくというのがむだだと思います。

その辺をまた予算委員会もありますが、その辺で協議しますけども、この問題については非常に先ほど言いますように議会は無視というか、議会はなかような状態で、執行部側は全部協議されているとしか私は思えません。もう少し議会を信用していただきたい。議員を信用していただきたいと思います。その辺についてお願いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 給食センターの件でございます。先ほど説明しましたように一応旧郷ノ浦町の施設ということで、そして、将来的には芦辺の今言う自校でされているということ、これ非常に非効率的ではなからうかと、また、給食費の面、いろんな面で入れた方がいいんじゃないかという判断で、今の委託料の提案になつとるわけでございます。

それともう一つ、合併特例債という事業つきますので、郷ノ浦町単独ではいけないという、そういう理由づけも一つはございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 質問の回数が3回を超えますが、ただし書きの規定により、特に許しません。榊原議員。

議員（34番 榊原 伸君） 濟いませぬ。合併特例債だから、私はそうなったということ薄々感じておりました。やっぱりそうだったんですね。この前、教育次長と、それから、給食センターのセンター長から説明をいただきまして、詳しい説明は聞いておりますので、その問題を



今度の予算特別委員会でしっかり審議したいと思います。

以上で終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 次は、19番、中村出征雄議員。

議員（19番 中村出征雄君） 私は、5点ほど質問をしたいと思います。

まず第1点目は、15ページの18款繰入金1節の財政調整基金繰入金1億6,000万円についてであります。当然基金の場合には基金条例がありまして、処分の条項がありますが、基金条例の6条の何項に基づく処分なのか、御説明を願いたいと思います。

次は、同じページですが、20款の諸収入1節の雑入200万でございますが、地域社会振興財団交付金についてであります。これはどういった内容の交付金であるのか、また、歳出のどこに財源充当してあるのかについても御説明を願いたいと思います。

次、17ページ、2款の総務費1節の報償費、金額はわずか16万3,000円でございますが、嘱託職員の退職慰労金との説明でありましたが、もし、積算の根拠があれば説明を願いたいと思います。

次が同じページであります。総務費の5目の市議会解散投票費2,066万円についてであります。既に投票の日にも7月17日と決まり、準備に入られていることとは思いますが、市議会が、もし、自主解散が可決された場合には2,066万についてはどの程度の節約になるのか、これについても御説明を願いたいと思います。当然一部には経費、既に使ってあると思いますので、全額節約ということであれば、それでも結構です。

次が25ページの10款の教育費4項の幼稚園費でございますが、先ほども若干質問いたしました。860万1,000円の歳出予算を組んであります。歳出予算の大部分を預かり保育料を財源充当してありますが、私は、これから子育て支援についてはやはりそれなりの一般財源も充当すべきではないかと思えます。そういったことで多分、先ほどの説明で保育園との料金の兼ね合いもあろうかとは思いますが、預かり保育料について、もう少し軽減の考えはないのかどうか、これについて。

以上、5点について質問をいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 財政課長。

財政課長（久田 賢一君） 中村議員の質問にお答えいたします。

15ページの財政調整基金の処分条項でございますが、吉岐市の財政調整基金条例の第6条、これは処分に関する規定でございますが、これの第2号に「災害により生じた経費の財源」というのがございます。この条項と、その次の第3号に「緊急に実施することが必要となった大規模な土木、その他の建設事業の経費」ということで、この条項によりまして処分をいたしております。

なお、これの処分先でございますが、今回は11款の災害分、それから、8款の道路新設分、それから、9款の消防費の一般財源相当分に繰り入れをいたしております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（目良 強君） 15ページの20款諸収入1雑入の200万円についてお答えいたします。

地域社会振興財団交付金200万円は、平成17年度長寿社会づくりソフト事業交付金として壱岐市コミュニティーふれあい推進事業が採択され交付を受けます。この選定事業はすこやかコミュニティモデル地区育成事業で、生涯スポーツ、レクリエーションの生活化を図り、愛好者の拡大と組織の拡充を促進し、明るく健康で、活力あるコミュニティづくりを目指すものでございます。

歳出の財源充当は27ページ、中段下でございます。保健体育総務費の19節負担金補助及び交付金、ニュースポーツフェスティバル補助金200万円として壱岐市コミュニティーふれあい推進事業実行委員会へ補助金を出します。「ニュースポーツフェスティバル2005 in 壱岐」と題し、10月29日、30日に大谷公園を主会場に県下から参加され、大会が行われます。大会の内容は、つどいの部としてグラウンドゴルフ、3B体操など14種目、体験の部としてスポーツちゃんばら、ブーメランなど10種目、主催者としましては県レクリエーション協会、壱岐市、壱岐市教育委員会、壱岐レクリエーション協会、長崎県体力づくり県民会議等々です。

なお、平成16年度は、松浦市で開催をされております。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 総務課長。

総務課長兼合併プロジェクト室長（堤 賢治君） 中村議員の質問にお答えをいたします。

17ページでございます。嘱託職員の退職慰労金の積算の根拠についてということでございます。退職慰労金につきましては、壱岐市嘱託職員退職慰労金支給要綱に基づき支給するものでございます。第4条で、支給割合を定めております。本件退職嘱託職員は3年在職をして退職した者でございまして、在職5年までの期間、1年につき100分の40との支給割合により、報酬月額100分の40、すなわち0.4掛け3年との積算によるものでございます。

なお、合併して1年余りでございますが、経過措置を設けておりまして、旧4町または解散前の壱岐広域圏町村組合に雇用されてあった期間を通算するとしておりましたので、在職3年となるものでございます。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長兼監査委員事務局長（前田 清信君） 中村議員の質問にお答えします。

17ページ、市議会解散費の件ですが、約330万円程度の支出を見込んでおります。したがって、1,700万円程度の不用になるかと思われます。

議長（瀬戸口和幸君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 25ページ、教育費の幼稚園費の中で、ある程度一般財源を充当して預かり保育料の軽減はできなかったのかという御質問でございます。確かに議員おっしゃるように子育て支援、少子化対策も含めて一般財源を使って軽減をした方がよくないかという論議も教育委員会内部ではいたしました。しかし、幼稚園全体で取り組むということになればそうでしょうけど、希望する在園児のみであるというようなことの中から、このようにさせていただきました。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 中村議員。

議員（19番 中村出征雄君） 4点については十分わかりました。5点ともわかりましたが、ただ、16ページの地域社会振興財団からの補助金、これをお聞きしますと100%の助成のようでありますので、こういったのを大いに今後は活用されることを要望しまして、私の質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 次は、22番、鵜瀬和博議員。

議員（22番 鵜瀬 和博君） ページ21ページの商工費、観光費負担金補助及び交付金の「ポータージャム2005イン壱岐」の交流事業補助金について、詳細な内容をまた教えていただきたいというのが1点。

続きまして、23ページの消防費、常備消防の備品購入費の機械器具費につきまして、御説明では計測震度計ということでしたけども、今まではこの設備がなかったのだらうと思いますが、この間なかったとき、地震が起こったとき、震度の認知はどのようにされていたのか、そして、今回これを購入することによってどのような利点があるのかという点。

続きまして、27ページ、教育費、保健体育費負担金及び交付金、今、ニュースポーツフェスティバルの内容につきましては御説明がありましたので、大体どれぐらいの人が島外より来島されるのか、その点について。

以上、3点について教えていただきたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 観光商工課長。

観光商工課長（西村 善明君） 鵜瀬議員さんの御質問にお答えをいたします。

「ポータージャム2005イン壱岐」の詳細な内容をということでございますが、これは日韓国交正常化40周年記念並びに日韓友情年2005認定事業として壱岐、対馬、韓国のアマチュ

アの音楽家によりますリレーコンサートでございます。当初2002年から、実は壱岐、対馬、韓国ということで、今回再び壱岐で2周目の開催となります。そういった中で、3つの地域が音楽を通して交流を深めていこうとするもので、「ボーダージャム2005イン壱岐」実行委員会の主催で開催をされます。開催の日時は、7月30日の17時、壱岐文化ホールの予定でございます。これに伴いまして対馬から1グループ、韓国からプロの2グループ、壱岐の方から3グループの6グループによりますコンサートでございます。総事業費は340万円でございます。県の補助金、それから、市の補助金、日韓交流文化基金等でございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 鵜瀬議員質問にお答えいたします。

まず最初に、震度の今、まだ現在のですけれども、震度の把握につきましては、長崎県防災行政無線のファクス、それから、NHKのテレビ画面等で震度の情報を認知いたしているところでございます。

ちなみに、3月20日の地震でございますが、発生が10時53分、そして、10時57分に県の方から津波注意報のファクスが発表されておりますが、これの受信が10時59分でございます。それに基づきまして、11時ちょうどに防災行政無線の放送をいたしております。私どもどうしても初期の段階の対策が重要でございますものですから、このときにいわゆる正確な情報といえますか、書類的な情報としてファクスの受信が6分間かかったということです。それから、防災無線の放送が7分要したと。ちなみに、震度そのものの速報値のファクスは、これは10時57分に発表されておりますけれども、私どもの方で受けたのが11時08分でございます。

次に、4月20日の地震でございますが、これは6時11分の地震発生でございます。実は、3月20日の時点では私ども これはどこでも一緒でしょうけれども、壱岐ではまず地震がないというような考えでございましたものですから、余り対策といえますか、正直なところ言われてびっくりして対策をとったような格好でございますが、それ以後は4月20日の分につきましては、6時11分に発生して、すぐにテレビをつけまして、13分にNHKテレビで震度速報が4ということで出ております。06時15分、所要時間4分で防災行政無線の放送をいたしたところでございます。ちなみに、このときの地震の速報値のファクスが、6時11分の分のファクスの受信が6時17分でございます。所要時間が6分間を要しているところでございます。

このたび御審議をお願いいたしております計測震度計につきましては、大体1回目の揺れが発生しますと、最初の揺れの震度というのが約20秒で表示されると。例えば、震度5、もしくは震度5強というような20秒間隔でその時間内の一番強い揺れを表示できるという装置でございます。これによりまして当然揺れた場合は体感でわかるわけでございますので、震度計の表示し

た震度を確認しまして、それに基づきます予想される災害に対する広報といえますか、そういうものを防災行政無線で直ちに吉崎市民の方に情報伝達ができると。それによって事後の対策、それから、市民の方の素早い行動、それから、いわゆる火災予防、津波に対する対応の仕方等々非常に有効ではなからうかと考えております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（目良 強君） 鵜瀬議員の御質問にお答えします。

募集は8月末、県内、参加申込チラシを配布予定にしておりますが、参加は自由、だれでも参加できるということで、県下から200人程度を見込んでおります。

議長（瀬戸口和幸君） 鵜瀬議員。

議員（22番 鵜瀬 和博君） まず、最初の1番目のボーダージャムの件ですけれども、日韓交流40周年記念ということで、いろいろと今、政治的な絡みがたくさんあるようではございますけれども、民間の交流に対しましてはかなり、特に、隣の対馬あたりは積極的にされてるようでございます。吉崎も将来的には韓国、そして、中国の観光客交流を視野に入れて、こういった催し物をどんどんされていかれるかと思えます。

ただ、やはり広報等が余りなければ、実際来場される方も少ない場合がございますので、いろんな広報を通して積極的にお客さんの来場をしていただけるようお願いいたします。

2番目の計測震度計につきましては、今、消防長の方からいろいろと詳細御説明がありましたとおり、今回は、人的被害は生命にかかわる分につきましては、特に、地震の場合はなかったのは幸いでございます。1分1秒を争う対策ということで、今回の震度計は早く認められれば設置していただきまして、今後の地震災害等に万全を期していただくよう強く要望いたします。

3番目のニュースポーツフェスティバルにつきましては約200名の方が来島されるということで、こういったスポーツ関係はいろいろと今回の分だけではなくて、子供たちの野球やスポーツを通じた振興等々島外より交流が盛んになっております。やはり吉崎の場合は島ですので、こういった交流人口をふやすような方策をいろいろと考えていただきまして、先ほどありましたけれども、いろんな全部100%補助金というような、いろんな補助金の財団等が今、盛んにいろいろ企業や行政に対して補助をしているのが現状ですので、そういったところをいろいろ勉強されて、そういったところから少しでも手出しが少ないような形で今後努力していただくことを要請しまして、私の質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） ここでしばらく休憩します。再開は13時とします。

午前11時56分休憩

.....

午後 1 時00分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。51番、近藤議員。

議員（51番 近藤 団一君） 23ページの港湾施設等整備事業補助金なんですが、まず、どういう性質のものか、それと、対象の相手は一企業が一個人か、その辺をまずお聞きをして、その後、また再質問します。

議長（瀬戸口和幸君） 水産課長。

水産課長（後藤 満雄君） 近藤議員さんの御質問にお答えいたします。

現在、砂置き場に飛散防止のために設置をしておるわけですが。（「聞こえない」と呼ぶ者あり）飛散防止のために設置をしておるわけですが、これの更新のために設置をする予定であります。水タンクを設置する予定であります。

以上でございます。（「対象の個人か企業か」「管理組合」と呼ぶ者あり）管理組合の方で設置をするようにいたしております。

議長（瀬戸口和幸君） 近藤議員。

議員（51番 近藤 団一君） ちょっとはっきり把握できませんが、今、多分場所は鎌崎と思いますが、今、市の用地を貸してますよね。（「はい」と呼ぶ者あり）ほんで、一応貸したということですから、恐らくこの辺はやはり地権者の責任か、例えば、使用者の責任か、その辺があると思うんです。

だから、やっぱり借りてする以上はそこに責任が及ぶわけでしょ。常識的な判断で私申し上げてますけども、例えば、砂じゃなくてもいいですけども、例えば、音がするもの、じゃ音に対して補助が出るのか、それから、においが出るものが、もしも市の貸与する土地に施設があって、じゃにおいの防止にまた補助をするのか。やっぱりいろんな事例があると思うんです。市が貸与した土地にいろんなものができる。そこまですべてを補助でやるのか、やれるのか、その辺がやれるのであればいいですけども、いや、今回特例とか、そういうことであればちょっと問題じゃないかなという気がするわけですが、その辺はいかがですか。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） その件につきまして私の知る範囲と申しますか、以前ここに鎌崎の砂置き場があるということで、あそこに砂の行き来で非常に住民に迷惑がかかるというようなことで、旧郷ノ浦町の時点で、その対策のためにそういうさっき協議会、何かそういう協議会が立ち上げられまして、そのときの水の方も町で補助をやった経過が、あれ50%ですか、はい。やった経過があります。今回はそれでどうしてもその対応のために水タンクの設置が要るというようなことで、それで前例にならって、たしかそういう50%補助を、前回同様の補助金だと、このよ

うに思っております。

議長（瀬戸口和幸君） 近藤議員。

議員（51番 近藤 団一君） だから、それならそれでいいんですけども、例えば、他の地区、他の場所で、例えば、においが出るものとか、音が出るものに対して、例えば、補助金の申請あたりがあったときに、じゃそれもオーケーになるんですかということをお聞きをしておるわけです。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） その件につきましては、そのときのいろいろ対応で、そのときに考えていきたいと思いますが、この件につきましては先ほど申しますように、そういう前例がありますのでしております。（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。60番、原田議員。

議員（60番 原田 武士君） 21ページの6款3項の5目の15節になるとと思いますが、集落環境整備事業の中の中央処理浄化施設、この構造と、そして、公共下水道の中央処理場、今、工事があっておりますが、浄化処理施設の構造の違いの説明を願いたいというのと。

もう一つは、具体的には本定例議会の当初、例月監査報告の報告書をいただいておりますが、その前に公共下水道の中央処理施設の浄化槽に今まで石をいれていたものが、今度新しくよそからそれに見合う石を導入して使用するというふうになっておりますが、これは北部と今度の中央処理施設の浄化槽に使う資材の中での違いの金額的に非常に高いということで住民監査請求が出ておりますし、その結果も監査委員会から報告書が出されておりますが、この経緯についても説明を願いたいと。

というのは、これは集落環境整備事業についても、公共下水道についても、旧町時代から取り組まれてやられておる仕事でございますが、最終終末処理の施設については、本市になってから手がけられておると私は思っておりますが、その過程の中で、公共下水道について言えば、北部の終末処理状況と中央の処理施設の構造的には変わらないと思うんですが、その違い。日本にも数少ない処理施設のようでございますが、それに変わっていった経緯等を聞かせていただければ、郷ノ浦地区の住民から出されておりました監査請求、そういう内容もこの報告書を見て初めて知るような状況でございますし、我々は知っておく必要があると思っておりますので、よろしく願います。

議長（瀬戸口和幸君） 水道課長。

水道課長（松本 徳博君） 原田議員の御質問にお答えいたします。

まず、中央水処理施設の構造でございますが、この構造につきましては通常の処理施設の構造と違いまして、通常の場合ですと水処理施設本体がプールのような格好で水の上部が開放されて

おりますが、今回郷ノ浦町で建設されております北部処理区、中央処理区につきましては、土壤被覆型と言いまして、その開放された部分を土壤で覆ってしまうという格好で、臭気の飛散とか、そういう臭気対策等を考慮されております。非常に簡単な説明になりますけれども、土壤被覆型礫間接触酸化法という名称となっております。

次に、公共下水道の通常の場合ですと、ただいま申し上げましたが、水処理施設の部分が開放されておりました、そのほかに機械を使って処理をしているところがございます。簡単に申し上げまして、今回つくられた施設につきましては非常に機械類が少ないということと、非常にシンプルな形でできております。それと、その中に使っております材、結局、水処理等する際に曝気とか、生物処理をするわけでございますが、その中でろ材にできるだけ余計時間をかけて接触させるという意味合いで、処理の生物を活発化させて処理水をできるだけきれいにするというふうな方法をとっております。

次に、3番目にありましたが、資材の件でございますが、この資材と申しますのは、原田議員の申されましたのは、ろ材の件だと思っておりますが、北部処理区で使われましたのは、接触ろ材と申しますのが、地元のぐり石、通称で言いますとぐり石を使っております。そして、今回の中央処理区に使いましたのは、火山れきと言いまして溶岩の固まり、その石を使っております。その差と申しますのは、通常の石でありますと、面積というのは普通の見ただけの面積になりますけれども、火山れきになりますと、溶岩が固まったものということもありまして、中に気泡 気泡といいますが、網状の穴があるわけです。通気がありますので、その部分の表面積が多くなるということで、この資材の火山れきというのを採用しております。

確かに材料を決める段階で、そのようなことになれば、当然費用の問題も絡んでくるわけでございますが、ぐり石でありますと、地元でもある程度の量が確保できますけれども、火山れきになりますと、火山れきという特殊な 特殊といいますが、火山のあるような場所でないととれないということと、この施設に使う量がそれだけ採掘と申しますか、確保できるかということの問題がございまして、ある程度のまとまった量が必要となれば、限られた場所からでないと手に入れることができないということもありまして、経費的には高くなりましたけれども、ちょっと遠方の方から取り寄せるというふうになった状況でございます。

以上でお答えを終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 原田議員。

議員（60番 原田 武士君） わかりましたが、言われるように北部で使っているのは、いわゆるぐり石ですね。それが火山石になりますと、御承知のように穴が無数にありますし、浄化作用は大であることはわかります。ぐり石を入れた場合と、今度の中央処理区に使われる火山岩、監査報告書によりますと、どうも浅間山の火山噴石のようでございますが、公共下水道の中央処



理施設に使われるぐり石と火山溶岩の金額的な差、どんくらいになっているのか、それが1つと。

もう一つは、これは私の想像でございますが、中央処理浄化施設、いわゆる末端処理施設の構造なり、入札に付する前の段階での議会なり、あるいは所管外での報告はあっておるだろうというふうに思いますが、そこら辺の説明を今になって思えば、これは監査請求が出たことによる私たちの反省でもありますが、構造なり、資材を変えていく説明が不十分で起こってきた問題ではなかったらうかというふうに思いますので、そこら辺の説明をいただければ、非常にありがたいなというふうに思います。

以上、2点です。

議長（瀬戸口和幸君） 建設部長。

建設部長（立石 勝治君） 原田議員の御質問にお答えをいたしますが、既に原田議員さんも御承知のように北部の浄水場につきましては、平成5年に計画をされまして、平成6年から工事にかかっておるわけでございます。そしてまた、中央処理区におきましても、平成14年から計画をしまして、平成15年に工事にかかっておるといふような状況でございます。そういうことで、今の時点でなぜそのような質問が出るのか、私もちょっと戸惑いを覚えておるわけでございますけれども、既に監査請求の段階でいろいろと当時の担当課長等々が説明を申し上げ、既に監査請求の報告書が出されておると思っておりますが、急な質問でもございますので、資料を持ち合わせておりません。そこで、必要であれば、はっきりしたその当時の経過、あるいは入札状況等は御説明できようかというふうに思っております。

議長（瀬戸口和幸君） 原田議員。

議員（60番 原田 武士君） 金額の違い、答弁いただいてから。

議長（瀬戸口和幸君） 建設部長。

建設部長（立石 勝治君） きょう何も資料を持ってきてないわけです。ですから、できればこういうふうに資料が伴います御質問につきましては、事前に予告通知をしていただければ、うちの方も準備をしまっているつもりだったんですが、こういうふうにここの議場に來ましてからそういう質問をいただくものですから、なかなかすぐ即答ができない。そして、生半可な数字をまた申し上げますと、いろんな方にまた迷惑をかけますし、誤解を招くということもございまして、今後帰りまして、必要な資料があれば提出をいたしたいというふうに思っております。

議長（瀬戸口和幸君） 原田議員。

議員（60番 原田 武士君） 通告もしておりませんでした。住民監査請求が出たというのは私たちにとっても、これは真摯に受けとめないかないし、私も本会議が10日でした。帰って、その資料を見て、ああ、例月監査報告だけじゃなかったなという点で質問をしているわけです。お答えは資料がないと言われれば、それでよかですが、金額の違いは今会期中にはっきりし

ていただきたいと。ぐり石と火山岩の入れたことによる中央処理施設で必要な資材のトータルで、その分だけでどれだけ割高になったのか、それだけ説明を後でいただければいいと思います。

もう一つの問題につきましては、今、部長が答えられましたように、平成14年から末端中央処理施設については工事に入っていたということですから、旧郷ノ浦町の議員さん方は当然知っておいでになるはずですが、私たちはその構造がわからなかったのと、監査請求が出て、いろいろおかしいんじゃないかという点で気づきましたので、質問をしたわけです。

これで議長終わりますが、会期中に金額の違いだけをお願いして終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 建設部長。

建設部長（立石 勝治君） 私どもも住民監査請求を受けたということは強く重み感じております。そういうことで今後このようなないことに、できるだけ住民にわかりやすい工事をやってまいりたいと思いますし、御指摘を受けました質問等の事項につきましては会期中に提出するよういたします。

議長（瀬戸口和幸君） ただいま建設部長が答弁を保留した件については、事後検討して処置したいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、議案第56号についての質疑を終わります。

次に、日程第16、議案第57号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、議案第57号についての質疑を終わります。

次に、日程第17、議案第58号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、議案第58号についての質疑を終わります。

次に、日程第18、議案第59号平成17年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、議案第59号についての質疑を終わります。

次に、日程第19、議案第60号姉妹都市の提携について質疑を行います。質疑ありませんか。  
53番、品川議員。

議員（53番 品川 洋毅君） 旧勝本町で平成6年でしたか、諏訪市と友好都市という締結を

結びまして、いろいろな交流を深めてまいったわけでございますけれども、今般姉妹都市という形の中での提携をされておるわけでございますけれども、この内容につきましてどのように変わってきたのか。考え方としては若干ここに述べられておりますけれども、変わった部分があるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） これまでは友好都市ということでございました。今回姉妹都市ということで提携をしたいということでございますが、双方市となりまして、より連携を深めていきたいということで、このような形にさせていただきたいということでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 品川議員。

議員（53番 品川 洋毅君） 以前に御存じのように物的交流、文化交流、人的交流、こういったのを含めまして、諏訪市では御柱祭りは別といたしまして、大きい祭り行事が3つほどあったかと思っております。その一番大きいのが諏訪市の昔はよいてご祭りと言った、今は市民祭りとして大々的に行われておる。そして、もう一つは、日本全国の創作花火、それともう一点は、真冬の御神渡り行事というんですか、何かこういうのが大きかったと思っておりますが、参加してまいったわけでございますけれども、そういった中で、今般もまた何ですか、人的交流、物的交流のために7月に諏訪市に参るわけでございます。

ところが、これは商工会が窓口になっておりまして、勝本の商工会が窓口、そういったことでやって、また、向こうからも毎年おいでになるわけでございます。そういった中で、物的交流だけでなく、人的交流も含んでおります。そういった中で、今度諏訪市に行くわけでございます。私は行けないかもしれませんが、大幅に補助金が削減をされております。そして、人員も非常に削減をしなければならないということで、非常に懸念をいたしておるところでございます。

ところが、こういった姉妹提携のことをするならば、当然人的交流、去年は収入役さんおいでになったと思います。そういったことで交流を深めていく、そういった場合に補助金は減らす、交流はしなさい、窓口は商工会というような考え方だけで私は通らないと思います。ならば同じそういった文化交流を含めましてやるとするならば、補助金じゃなくて、市の方も人材的に2人でも3人でも交流を深めるためにやっぱし出していただきたい。出すべきだと私はこのように思っております。向こうにおきまして、当日、また、翌日にかけていろんな諸行事があるわけでございますけれども、そういった中でいろんな各種のおいでになれる方々、秦野市とか伊東市とか、いろいろあるわけですが、そういったことも諏訪市を中心として交流を深めておるわけです。そういった中で、さっき言いましたように補助金は減らすは、あなたたちでやってきなさいよと、こういう考え方、私はおかしいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 今の御質問でございますが、まず最初に、前は友好都市であったが、今度はどうして姉妹都市か、名前が変更でございますか、私の聞き及ぶところには、前は諏訪市と勝本町と、市と町ということで友好都市と、今度は市同士でやるので姉妹都市という、こういうふうになったと私は思っております。

また、今、議員が言われますように補助金がこういう中で減ったということであります。補助金の今、検討をしているところでございます。補助金は決して削るばかりじゃなくて、本当の補助金の使い方に戻してもらって、そして、不要なものは切って、でも、新たに前向きなものには逆につけると、そういう立場で私は考えております。議員が言われたことわかりますので、今後そういうふうに検討をしてみたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、議案第60号についての質疑を終わります。

次に、日程第20、議案第61号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、議案第61号についての質疑を終わります。

次に、日程第21、議案第62号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、議案第62号についての質疑を終わります。

次に、日程第22、議案第63号公有水面埋立について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、議案第63号についての質疑を終わります。

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより市長提出案件の委員会付託を行います。

日程第10、議案第51号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第14、議案第55号壱岐市火災予防条例の一部改正についてまで、及び日程第16、議案第57号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）から、日程第22、議案第63号公有水面埋立についてまで、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。日程第15、議案第56号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）については、17人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにし

たいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号については17人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、予算特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに予算特別委員会を招集します。委員会において、委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。委員長及び副委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、よろしく願います。

なお、委員会の場所は第1会議室と定めます。

それでは、しばらく休憩します。

午後1時32分休憩

.....

午後1時42分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

予算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、報告いたします。

予算特別委員長に、60番、原田議員、副委員長に、54番、長山議員に決定しましたので、報告いたします。

次に、陳情等の委員会付託を行います。

日程第23、陳情第2号パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める陳情から、日程第27、要請第3号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請については、お手元に配付の陳情等文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

・ ・

#### 日程第28・発議第2号

議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第28、発議第2号仮称「一支国博物館」建設計画に関する決議についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。20番、橋本早苗議員、お願いします。

議員（20番 橋本 早苗君） 発議第2号について、賛成者、赤木英機議員、同じく賛成者、小園寛昭議員とともに、仮称「一支国博物館」建設計画に関する決議についてを提出いたしますので、御賛同の上、可決を賜りますようよろしく御審議をお願いいたします。

仮称「一支国博物館」建設計画に関する決議、原の辻遺跡は、国内最大級の環濠集落跡であり、「魏志倭人伝」に記されている「一支国」の王都であったことが判明し、平成12年、弥生時代の集落としては国内3カ所目の特別史跡として、国指定を受けている。

このようなことから、地元の要望を踏まえ、県においては、吉岐市に「埋蔵文化財センター」の設置が決定されたところである。

一方、吉岐市においては、このセンターと一体的整備を図るとして、遺跡の保存整備とあわせ、展示施設やインフォメーション、眺望施設等を備えた、施設規模約4,000平方メートルにも及ぶ仮称「一支国博物館」の整備が予定されている。埋蔵文化財センターや遺跡保存整備については、遺跡の重要性からも積極的に推進を図るべきであろう。

しかしながら、仮称「一支国博物館」については莫大な建設費と、維持管理費の負担が重くのしかかってくることは、だれしもが予想できることである。

このようなことから、施設規模、施設内容、あるいはその財源についての精査が、当然のことながら必要である。

また、整備財源について合併特例債を充当するとしても、その償還額、さらに整備後の維持管理費についても多額となることから、真に市民が必要とする事業を圧迫することのないよう、国・県の財政支援の要請、綿密な財政計画の樹立、施設規模の見直し等、慎重なる対応を強く要望する。

以上、決議する。平成17年6月15日、吉岐市議会。

議長（瀬戸口和幸君） これから発議第2号仮称「一支国博物館」建設計画に関する決議について質疑を行います。質疑ありませんか。16番、山下議員。

議員（16番 山下 正業君） 今、委員長の発表がありましたけれど、私も一般質問でお話しておりました。このことについて、この中ほどにあります莫大な建設費と、維持管理費の負担が重くのしかかってくる、こういう内容のことも私も若干話していたつもりでございます。その後の進捗状況についての国、県についての維持管理、そうしたことについて忙しい中、どれほど進んでいるか、どうであるか、市長さんにお答え、（発言する者あり）まだですか、ああそうですか。はい、わかりました。

そしたら、いい内容づけではございますが、維持管理について十分な検討ができれば賛成します。できなければ、ちょっとぐあいが悪いということになるかと思えます。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 山下議員、今のはちょっと討論に相当するようでございますが。（「失礼しました。討論が好きなようですね」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。51番、近藤議員。

議員（51番 近藤 団一君） 提出者にお尋ねをいたしますが、莫大な建設費と、維持管理費の負担が重くのしかかってくる、予想できる、当然のことですよね。それで、国、県の財政支援の要請をしても、恐らくゼロと思いますが、その辺まで含めて決議をされるわけですかね。

議長（瀬戸口和幸君） 20番、橋本議員。

議員（20番 橋本 早苗君） 特別委員会を設置して、3回ほど調査いたしました。そして、その中で、執行側ともいろいろと説明を受けたり、質疑を交わしてきたわけでございますけれども、なかなか財源の面ではっきりした見通しといたしますか、数字が、予定の数字はある程度上がっても、確たるものにならないという、そういう実態でございます。これは報告をしたとおりでございます。

その中で、やはり文化財、国指定ということで、もっと県や国の支援を必要とするのではないかということで、私どもは要望をしてきたわけですが、これまだはっきりした返答はいただけないわけでございます。類似的な施設がほかに何カ所かございますので、そういうところも調べ合せて見ましても、そういう類似的なところもかなり県とか国の支援を受けている実態がございますので、そういうことも踏まえて壱岐の原の辻に関しても、もっと支援をいただきたいという要望を出しているわけでございます。

以上。（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、発議第2号についての質疑を終わります。

お諮りします。発議第2号仮称「一支国博物館」建設計画に関する決議については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから発議第2号仮称「一支国博物館」建設計画に関する決議について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。発議第2号仮称「一支国博物館」建設計画に関する決議については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、発議第2号仮称「一支国博物館」建設計画に関する決議については原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（瀬戸口和幸君） 以上で、本日の日程は終了しました。これで散会します。

午後1時52分散会